

新旧対照表

○神奈川県測量業者登録簿閲覧規則

新	旧
(閲覧所の設置) 第 1 条 測量法施行令（昭和24年政令第322号） <u>第 9 条第 1 項</u> の規定に基づき、 測量業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を県土整備局事業管理部 建設業課内に置く。	(閲覧所の設置) 第 1 条 測量法施行令（昭和24年政令第322号） <u>第28条第 1 項</u> の規定に基づき、 測量業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を県土整備局事業管理部 建設業課内に置く。